

京都市まち美化事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第140号

京都市まち美化事務所規則の一部を改正する規則

京都市まち美化事務所規則の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「(ふん尿を除く。)」を削り、「市民美化センター」を「生活環境美化センター」に改め、同条第4号中「管理及び」を削り、同条第8号中「(ふん尿を除く。)」を削る。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)